

# 「配偶者控除」が見直されます

## 平成29年度税制改正に伴う「配偶者控除」の見直し

まだ国会で審議中ですが、税制改正大綱等による、改正内容を確認しておきましょう。

平成30年分からの実施ね



### 配偶者控除の見直し案

- (1) 配偶者の年収要件を150万円に拡大  
配偶者の収入が給与収入のみの場合、年収150万円（現在は103万円）までは納税者本人は配偶者控除額38万円が受けられます。
- (2) 納税者本人の年収に制限  
配偶者の年収要件を拡大する代わりに納税者本人の年収に制限が設けられます。納税者本人の合計所得金額が900万円（給与の年収が1,120万円）を超えると控除額が徐々に縮小し、合計所得金額が1,000万円（給与の年収が1,220万円）を超えると配偶者控除が受けられなくなります。

### 社会保険の加入について

年収150万円までは現行通り配偶者控除が受けられますが、130万円以上になると配偶者自身も社会保険料を支払わなければならないので留意してください。

今回の改正により、配偶者控除の金額は下図のようになります。（財務省の試算）

納税者本人の年収が1,000万円、配偶者の収入が103万円以下だと変わりはありませんが141万円～150万円になると現行に比べて10万9,000円税負担が減ります。

		納税者本人の年収(給与収入)		
		500万円	1,000万円	1,500万円
配偶者の年収 (給与収入)	0円～103万円	変わらず	変わらず	158,000円増
	141万円～150万円	52,000円減	109,000円減	変わらず

夫婦と大学生と高校生の子供が1人ずついる世帯の所得税と個人住民税負担額合計

### 実施について

今国会で可決・成立すれば、平成30年分から実施されることになります。  
今年（平成29年）分からはありませんので、この点ご注意ください。

今回の配偶者控除の見直しを受けて、労働管理の見直しを行い、職場環境をより良いものにしていきましょう。

配偶者手当の所得制限を含め、手当全般の見直しを検討  
パート従業員の勤務時間を含めた働き方の検討  
全従業員の残業を含めた働き方の検討



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1  
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118

(平成29年3月レターケース)